

『ぴったりサービス』で市役所に来なくても手続きできます。

1.ぴったりサービスとは

国が運営するマイナポータルから電子申請ができるサービスです。

今までは窓口に出向く必要があった申請や届出などの手続きを、パソコンやスマートフォンなどを利用して「いつでも」「どこからでも」行うことができます。

本人確認が必要な手続きもマイナンバーカードの電子署名を付与することで、オンラインで手続きをすることができます。(※1、※2)

また、申請に必要な氏名や住所などをマイナンバーカードから自動転記することもできます。(※3)

※1…署名用パスワード(6～16文字)が必要です。

※2…申請や届出などの後に窓口へお越しいただく手続きもあります。

※3…券面事項入力補助用パスワード(4桁の数字)が必要です。



●ぴったりサービス
https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form

2.ご利用にあたって必要なもの

ぴったりサービス利用の際は、下表に記載のものが必要となります。

申請方法	必要なもの
パソコンまたはタブレット端末の場合	以下のうちいずれか ・パソコン ・タブレット端末
	以下のうちいずれか ・ICカードリーダー(※4) ・マイナポータルアプリがインストールされているマイナンバーカードが読み取りできるスマートフォン(※4)
スマートフォンの場合	マイナンバーカード(署名用電子証明書付)
	マイナンバーカードが読み取りできるスマートフォン(※4) マイナンバーカード(署名用電子証明書付)

※4…マイナンバーカードが読み取れる機器は、『地方公共団体システム機構 公的個人認証サービスポータルサイト (URL: https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html)』から確認できます。



3.ぴったりサービスが利用できる手続一覧

次のとおり電子申請を受け付けています。

サービス	手続き名	部署
母子保健	妊娠の届出	健康推進係
児童手当	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	福祉係
	児童手当等の額の改定の請求及び届出	
	氏名変更/住所変更等の届出	
	受給事由消滅の届出	
	未支払の児童手当等の請求	
	児童手当等に係る寄附の申出	
	児童手当等に係る寄附変更等の申出	
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	
	児童手当等の現況届	
児童扶養	児童扶養手当の現況届	
保育	支給認定の申請	子ども家庭係
	教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込	
	保育施設等の利用に係る現況届	
介護保険	要介護・要支援認定の申請	介護保険係
	要介護・要支援更新認定の申請	
	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	
	居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	
	介護保険負担割合証の再交付申請	
	被保険者証の再交付申請	
	高額介護(予防)サービス費の支給申請	
	介護保険負担限度額認定申請	
	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	
	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修前)	
	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修後)	
	住所移転後の要介護・要支援認定申請	